

船舶事故調査報告書

平成27年5月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年8月13日 19時20分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 ^{はつかいち} 巖島 ^{いつく} 西方沖の亀瀬 亀石灯標から真方位282° 140m付近 （概位 北緯34° 17.66′ 東経132° 17.63′）
事故調査の経過	平成26年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{あさひ} 旭丸、5トン未満 270-37273広島、個人所有 5.19m (Lr) × 1.99m × 0.73m、FRP ディーゼル機関、36.78kW、平成4年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年12月5日 免許証交付日 平成23年7月22日 （平成28年12月4日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	右舷側中央部船底外板に破口を伴う擦過傷、プロペラ翼に曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船首約0.25m、船尾約0.30mの喫水により、平成26年8月13日19時10分ごろ、廿日市市梅原漁港を出発し、対岸の巖島で行われる予定の花火大会見物に向かった。 船長は、操舵スタンドの右後方で立って操船に当たり、手動操舵で、前路の亀石灯標を船首目標として巖島西方の大野瀬戸を北東進中、後方から接近してくる他船を認めたので、これを避けようとして左転したところ、19時20分ごろ、亀瀬に乗り揚げた。 船長は、直ちに機関を停止して、同乗者の負傷の有無と船体の点検を行い、自力航行が困難と判断し、携帯電話で海上保安庁に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇によって梅原漁港へ ^{えい} 航された。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期 日没時刻：19時01分ごろ</p>
<p>その他の事項</p>	<p>亀瀬は、大野瀬戸中央部に存在する東西方向の長さが約200mの暗岩が点在する浅所で、東端に亀石灯標が設置されていた。</p> <p>本船には、レーダーはなく、GPSプロッターは休止中だった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を日中に航行した経験があり、亀石灯標の西側に亀瀬があることを知っていたが、本船が通過できる程度の水深があると思っていた。</p> <p>本事故当時、船長及び同乗者はいずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、巖島西方沖を北東進中、船長が、後方から接近する他船を避けようとする際、亀瀬が存在することを知っていたものの、本船が通過できる程度の水深があるものと思い、亀瀬に向けて左転したことから、亀瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、亀瀬付近を航行した経験があったことから、本船が通過できる程度の水深があったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日没後の薄明時、本船が、巖島西方沖を北東進中、船長が、後方から接近する他船を避けようとする際、亀瀬が存在することを知っていたものの、本船が通過できる程度の水深があるものと思い、亀瀬に向けて左転したため、亀瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に航行経路の水路事情を海図等で調べておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

